

第 14 号 議 案

令和 6 年度長崎県交通事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度長崎県交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | | | |
|-----|----------|---------------|---------|------------|
| (1) | 車 両 数 | | | 349 両 |
| | 乗 合 | | | 305 両 |
| | 貸 切 | | | 44 両 |
| (2) | 年間走行料 | 14,231,000 km | (1 日平均) | 38,989 km |
| | 乗 合 | 12,711,000 km | (1 日平均) | 34,825 km |
| | 貸 切 | 1,520,000 km | (1 日平均) | 4,164 km |
| (3) | 年間輸送人員 | 12,272,000 人 | (1 日平均) | 33,622 人 |
| | 乗 合 | 11,991,000 人 | (1 日平均) | 32,852 人 |
| | 貸 切 | 281,000 人 | (1 日平均) | 770 人 |
| (4) | 主な建設改良事業 | | | |
| | 車 両 購 入 | | 13 両 | 152,585 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|-----------------|---|--------------|
| 第 1 款 事 業 収 益 | | 5,390,902 千円 |
| 第 1 項 営 業 収 益 | | 4,446,838 千円 |
| 第 2 項 営 業 外 収 益 | | 918,848 千円 |
| 第 3 項 特 別 利 益 | | 25,216 千円 |
| | 支 | 出 |
| 第 1 款 事 業 費 用 | | 5,309,548 千円 |
| 第 1 項 営 業 費 用 | | 5,061,166 千円 |
| 第 2 項 営 業 外 費 用 | | 248,382 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 313,203千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,067千円、過年度分損益勘定留保資金71,860千円、当年度分損益勘定留保資金103,276千円、特別減収対策企業債100,000千円で補てんするものとする。）。

| 収 入 | | |
|--------------|--|------------|
| 第1款 資本的収入 | | 665,807 千円 |
| 第1項 企業債 | | 657,000 千円 |
| 第2項 建設補助金 | | 854 千円 |
| 第3項 固定資産売却代金 | | 7,953 千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 資本的支出 | | 979,010 千円 |
| 第1項 建設改良費 | | 418,742 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | | 558,855 千円 |
| 第3項 投資 | | 1,413 千円 |
| (債務負担行為) | | |

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------|-------|--------------|
| 交通局行政事務機器賃借等 | 令和7年度 | 千円 28,987 |
| 交通局行政県有施設等管理業務 | 令和7年度 | 306,746 |
| 交通局行政機器等保守業務 | 令和7年度 | 19,630 |
| インタンク軽油購入等 | 令和7年度 | 292,457 |
| 県営バスターミナル業務委託等 | 令和7年度 | 128,486 |
| 自動車任意保険 | 令和7年度 | 28,019 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------|---------------|---|----------|--|
| 建設改良費 借換債 | 千円 657,000 | 債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和6年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。 | 年利5.0%以内 | 借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。 |
| 計 | 657,000 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(2) 資本的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,081,958 千円

(2) 交際費 435 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、253,669千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

長崎県知事 大石 賢 吾